

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月31日(2023.1.31)

【公開番号】特開2022-83268(P2022-83268A)

【公開日】令和4年6月3日(2022.6.3)

【年通号数】公開公報(特許)2022-099

【出願番号】特願2020-194616(P2020-194616)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 614 B

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月23日(2023.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【請求項1】

第1リールと、

第2リールと、

第3リールと

を備え、

第1リール、第2リール、第3リールにそれぞれ描かれている図柄数は20個であり、各リールの停止時に、各リールに描かれている3個の連続した図柄が表示窓内の上段、中段、下段に停止可能であり、

各リールにそれぞれ対応して設けられているストップスイッチを備え、

第1リールに対応するストップスイッチが停止操作された場合に表示窓内に停止する第1リールの3個の図柄の位置をそれぞれ第1リール上段、第1リール中段、第1リール下段とし、

第2リールに対応するストップスイッチが停止操作された場合に表示窓内に停止する第2リールの3個の図柄の位置をそれぞれ第2リール上段、第2リール中段、第2リール下段とし、

第3リールに対応するストップスイッチが停止操作された場合に表示窓内に停止する第3リールの3個の図柄の位置をそれぞれ第3リール上段、第3リール中段、第3リール下段とし、

第1リール上段と、第2リール上段と、第3リール上段と、を結ぶラインを第1ラインとし、

第1リール中段と、第2リール中段と、第3リール中段と、を結ぶラインを第2ラインとし、

第1リール下段と、第2リール下段と、第3リール下段と、を結ぶラインを第3ラインとし、

第1リール上段と、第2リール中段と、第3リール下段と、を結ぶラインを第4ラインとし、

第1リール下段と、第2リール中段と、第3リール上段と、を結ぶラインを第5ラインとし、

第1リール下段と、第2リール中段と、第3リール下段と、を結ぶラインを第6ラインとし、

30

40

50

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第1ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第2ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第3ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第4ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第5ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第6ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第1ラインから第6ラインまでのいずれかのラインに停止表示したときに、第1リールの図柄Qが表示窓内の所定位置に停止可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する（かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。）。

本発明（第14実施形態）は、

第1リールと、

第2リールと、

第3リールと

を備え、

第1リール、第2リール、第3リールにそれぞれ描かれている図柄数は20個であり、各リールの停止時に、各リールに描かれている3個の連続した図柄が表示窓（18）内の上段、中段、下段に停止可能であり、

各リールにそれぞれ対応して設けられているストップスイッチ（42）を備え、

第1リールに対応するストップスイッチが停止操作された場合に表示窓内に停止する第1リールの3個の図柄の位置をそれぞれ第1リール上段、第1リール中段、第1リール下段とし、

第2リールに対応するストップスイッチが停止操作された場合に表示窓内に停止する第2リールの3個の図柄の位置をそれぞれ第2リール上段、第2リール中段、第2リール下段とし、

第3リールに対応するストップスイッチが停止操作された場合に表示窓内に停止する第3リールの3個の図柄の位置をそれぞれ第3リール上段、第3リール中段、第3リール下段とし、

第1リール上段と、第2リール上段と、第3リール上段と、を結ぶラインを第1ラインとし、

第1リール中段と、第2リール中段と、第3リール中段と、を結ぶラインを第2ラインとし、

第1リール下段と、第2リール下段と、第3リール下段と、を結ぶラインを第3ラインとし、

第1リール上段と、第2リール中段と、第3リール下段と、を結ぶラインを第4ラインとし、

10

20

30

40

50

第1リール下段と、第2リール中段と、第3リール上段と、を結ぶラインを第5ラインとし、

第1リール下段と、第2リール中段と、第3リール下段と、を結ぶラインを第6ラインとし、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第1ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第2ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第3ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第4ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第5ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第6ラインに停止表示する場合を有し、

第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第1ラインから第6ラインまでのいずれかのラインに停止表示したときに、第1リールの図柄Qが表示窓内の所定位置に停止可能である

ことを特徴とする。

ここで、「第1リール」、「第2リール」、「第3リール」は、実施形態では「左リール31」、「中リール31」、「右リール31」に相当する。

また、「第1リール上段」、「第1リール中段」、「第1リール下段」は、実施形態では「左上段」、「左中段」、「左下段」に相当し、「第2リール上段」、「第2リール中段」、「第2リール下段」は、実施形態では「中上段」、「中中段」、「中下段」に相当し、「第3リール上段」、「第3リール中段」、「第3リール下段」は、実施形態では「右上段」、「右中段」、「右下段」に相当する。

さらにまた、「第1ライン」、「第2ライン」、「第3ライン」、「第4ライン」、「第5ライン」、「第6ライン」は、実施形態では「上段ライン」、「中段ライン」、「下段ライン」、「右下がりライン」、「右上がりライン」、「小山ライン」に相当する。

さらに、「図柄P」は、実施形態では「ベル」に相当し、「図柄Q」は、実施形態では「チェリー」に相当する。

また、「第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第1ラインに停止表示する場合」とは、図259(2)に示すように、左リール31の「ベル」、中リール31の「ベル」、右リール31の「ベル」が「上段ライン」に停止表示することに相当する。

さらにまた、「第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第2ラインに停止表示する場合」とは、図259(3)に示すように、左リール31の「ベル」、中リール31の「ベル」、右リール31の「ベル」が「中段ライン」に停止表示することに相当する。

さらに、「第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第3ラインに停止表示する場合」とは、図260(3)に示すように、左リール31の「ベル」、中リール31の「ベル」、右リール31の「ベル」が「下段ライン」に停止表示することに相当する。

また、「第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第4ラインに停止表示する場合」とは、図259(1)に示すように、左リール31の「ベル」、中リール31の「ベル」、右リール31の「ベル」が「右下がりライン」に停止表示することに相当する。

さらにまた、「第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第5ラインに停止表示する場合」とは、図260(1)に示すように、左リール31

10

20

30

40

50

の「ベル」、中リール3 1の「ベル」、右リール3 1の「ベル」が「右上がりライン」に停止表示することに相当する。

さらに、「第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第6ラインに停止表示する場合」とは、図260(2)に示すように、左リール3 1の「ベル」、中リール3 1の「ベル」、右リール3 1の「ベル」が「小山ライン」に停止表示することに相当する。

また、「第1リールの図柄Pと、第2リールの図柄Pと、第3リールの図柄Pと、が第1ラインから第6ラインまでのいずれかのラインに停止表示したときに、第1リールの図柄Qが表示窓内の所定位置に停止可能である」とは、図260(1)～(3)に示すように、左リール3 1の「チェリー」が左上段に停止表示することに相当する。

10

20

30

40

50